

労働者派遣事業に関する情報公開について

令和7年6月1日

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

事業年度：2024年6月1日～2025年5月31日

対象事業所：B・TEC株式会社 東京都新宿区岩戸町14番地 神楽坂不二ビル2-A

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第2位以下を四捨五入）

派遣労働者の数	85人
派遣先の数	15件
派遣料金の1人当たりの平均額	13,736円（8h/1日換算）
派遣社員の賃金の平均	10,484円（8h/1日換算）
教育訓練に関する事項	安全衛生教育・コンプライアンス教育
福利厚生	社会保険・年次有給休暇・定期健康診断
マージン率	23.7%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

キャリアコンサルティング 窓口	派遣・紹介事業部（03-3267-7888）
労働者派遣法第30条の4第1項の 協定対象派遣労働者の範囲	食器洗浄、配膳・下膳・調理補助業務等のスチュワード関連業務や、客室清掃・館内共用部清掃等のハウスキーピング関連業務に従事する従業員、調理及び飲食物給仕関連業務に従事する従業員
労働者派遣法第30条の4第1項の協定有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日

労働者派遣事業に関する情報公開について

令和7年6月1日

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

事業年度：2024年6月1日～2025年5月31日

対象事業所：B・TEC株式会社 大阪営業所

許可番号 派13-308601

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第2位以下を四捨五入）

派遣労働者の数	0人
派遣先の数	0件
派遣料金の1人当たりの平均額	0円（8h/1日換算）
派遣社員の賃金の平均	0円（8h/1日換算）
教育訓練に関する事項	安全衛生教育・コンプライアンス教育
福利厚生	社会保険・年次有給休暇・定期健康診断
マージン率	0.0%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

キャリアコンサルティング 窓口	派遣・紹介事業部（03-3267-7888）
労働者派遣法第30条の4第1項の 協定対象派遣労働者の範囲	食器洗浄、配膳・下膳・調理補助業務等のスチュワード関連業務や、客室清掃・館内共用部清掃等のハウスキーピング関連業務に従事する従業員、調理及び飲食物給仕関連業務に従事する従業員
労働者派遣法第30条の4第1項の協定有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日

労働者派遣事業に関する情報公開について

令和7年6月1日

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

事業年度：2024年6月1日～2025年5月31日

対象事業所：B・TEC株式会社 札幌営業所

許可番号 派13-308601

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第2位以下を四捨五入）

派遣労働者の数	0人
派遣先の数	0件
派遣料金の1人当たりの平均額	0円（8h/1日換算）
派遣社員の賃金の平均	0円（8h/1日換算）
教育訓練に関する事項	安全衛生教育・コンプライアンス教育
福利厚生	社会保険・年次有給休暇・定期健康診断
マージン率	0.0%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

キャリアコンサルティング 窓口	派遣・紹介事業部（03-3267-7888）
労働者派遣法第30条の4第1項の 協定対象派遣労働者の範囲	食器洗浄、配膳・下膳・調理補助業務等のスチュワード関連業務や、客室清掃・館内共用部清掃等のハウスキーピング関連業務に従事する従業員、調理及び飲食物給仕関連業務に従事する従業員
労働者派遣法第30条の4第1項の協定有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日